

## 公営住宅申込要件

### 次の要件のすべてに該当することが必要です。

#### 共通の申込み資格

①豊田市内に住所があり、居住していること。もしくは、豊田市内の事業所に勤務していること。

(家族形成期支援世帯向の住宅へ申込み場合を除きます。)

②現に住宅に困窮していることが明らかなこと。

※申込者本人及び申込家族の中に持家(マンション所有、共有名義も含む)のある方がいる場合は申込みできません。所有住宅の建替の場合も申込みできません。ただし、売却や差し押さえ等により持家がなくなることが証明できる場合は、申込みできます。

※現在、公営住宅(市営住宅・県営住宅等)に入居契約されている方は、原則として申込みができません。

③現に同居し、又は同居しようとする親族があること。

(単身者が申込み可能な住宅へ申込み場合を除きます。)

※申込みの日から3か月以内に挙式(入籍)予定の婚約者がいる方は、申込みできません。

※内縁関係にある方は、住民票に「未届(内縁)の妻<夫>」と記載されており、戸籍謄本でも他に婚姻関係がないことが確認できる場合は申込みできます。

※離婚調停中及びDV被害者の場合を除き、夫婦を分割して申込みことはできません。常時募集に離婚調停中で申込んだ場合、離婚が確定した後に入居を決定します。定期募集に離婚調停中で申込んだ場合、入居資格審査までに離婚が確定していることが必要です。

※不自然に家族を分割する場合や、不自然な寄り合い世帯及び民法上の扶養関係がない親族等で構成された世帯は申込みできません。

例：兄弟姉妹(両親死亡の場合を除く)での申込み

例：祖父母と扶養関係のない孫との申込み

例：友人・知人等との申込み

④公営住宅法施行令に定める収入基準に適合していること。

※申込日現在での申込家族全員の収入が、収入基準の対象となります。

※婚約者の方を除き、申込日現在で収入のある方を、退職予定での無職無収入とした申込みはできません。

⑤申込者(入居する親族を含む)が暴力団員でないこと。

※ここでいう暴力団員とは「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。なお、暴力団員であるか否かの確認のため、愛知県警察本部に照会することがあります。

⑥市町村税の滞納がないこと。

※大規模な火災、震災その他の災害に罹災した者及び解雇又は期間の定めのある労働契約の更新拒否により退去を余儀なくされた方は②、⑤の要件を満たせば入居できます。

## 特定の申込み資格

以下の住宅に申込み場合は、共通の申込み資格のほかに特定の資格が必要になります。

### 【単身者が申込み可能な住宅】

①戸籍上の配偶者がない単身の方は、次のいずれかに該当すること。

- ア) 申込日現在で満60歳以上の方
- イ) 身体障がい者（身体障害者手帳1級から4級までの方）
- ウ) 精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳1級から3級までの方）
- エ) 知的障がい者（療育手帳A判定からC判定までの方）
- オ) 戦傷病者・原子爆弾被爆者（厚生労働大臣の認定を受けている方）
- カ) 生活保護を受けている方
- キ) 海外引揚者（日本に引き揚げた日から5年未満の方）
- ク) ハンセン病療養所入所者
- ケ) DV被害者（公的な被害者証明の発行される方）

②日常生活に支障がない程度に健常であること、又は介護が必要な方は、常時介護を受けることができること。

※常時の介護を必要とする場合には、介護者が必要となります。

### 【車いす世帯向】

入居家族の中に身体障害者手帳の1～4級または戦傷病者手帳の特別項症～第1款症の方で、車いすを使用している下肢に障がいがある方がいること。

### 【シルバーハウジング】

①次のいずれかに該当すること。

- ア) 申込日現在で満65歳以上の単身者
- イ) 申込日現在で満65歳以上の夫婦世帯（配偶者は60歳以上）
- ウ) 申込日現在で満65歳以上の親族からなる2人世帯（同居者は60歳以上）

②日常生活に支障のない程度に健常であること。

③入居の際、生活援助員の派遣（有料）に関する登録申請をすること。

④入居の際、緊急通報装置用のNTTアナログ回線の契約及び電話機を設置すること。

### 【家族形成期支援世帯向】

①入居申込日現在で入居申込者又はその配偶者（内縁関係者及び婚約者を含む）の年齢が40歳未満であること。

②入居申込者又はその配偶者と現に同居し、又は同居しようとする子以外に同居する者がいないこと。